

## 5 不服申立ての状況

開示請求，訂正請求，又は利用停止請求に対する実施機関の決定に不服がある請求者は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき，不服申立てを行うことができます。

平成16年度は，開示請求に対する実施機関の決定に対し，行政不服審査法に基づく不服申立ては1件ありましたが，取下げとなりました。

### 平成16年度の不服申立ての概要

不 服 申 立 年月日	請求の内容	事務担当課	原 決 定		個人情報保護審議会		裁決又は 決定年月 日・内容
			年 月 日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
16.9.10	生活保護ケース記録票にお ける米の援助認定に関する 情報	企画部熊毛 支庁福祉課	16.7.21 一部開示	第三者に 関する情 報	— ----- —	—	17.2.14 取下げ